

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支社D部において、キャリアコンサルタントとして就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C支社に出勤途中、荷物を持ち上げた時に身体のバランスを崩し負傷した（以下「本件災害」という。）。同日、E病院に受診し、「右膝打撲傷、右肘打撲傷、頸椎捻挫、腰痛症」と診断された。その後、F整形外科医院に転医し、同医院の紹介で受診したG病院の医師に心療内科への受診を勧められ、平成〇年〇月〇日、Hメンタルクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、入社時から、仕事のストレスにより疲労が蓄積し、めまい等の症状が出現して本件災害が発生したが、上司から荷物や社員証を病院で取り上げられ、これまでの会社や上司の理不尽な態度に納得がいかず、平成〇年〇月頃、上司に気持ちを伝えると被害妄想だと言われるなど、無力感と絶望感で死にたくなつたという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は本件災害によるものであるとして療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発病した精神障害が、通勤によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、通勤に起因する場合にも認定基準に準じて判断するのが妥当であることから、以下認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件災害によって社会復帰が困難なほどの重篤な後遺障害が残存しており、心理的負荷は「強」とであると主張しているため、以下検討する。

ア 本件災害は、通勤途上の駅のエスカレーター上部で、トランクを持ち上げようとして姿勢を崩し、体を捻ったというものであり、本件災害後に請求人が受診したE病院における診断名は、「右膝打撲傷、右肘打撲傷、頸椎捻挫、腰痛症」であったが、本件災害の〇日後に転医したF整形外科医院においては、「外傷性腰椎椎間板症、外傷性頸椎椎間板症、右肘関節捻挫、右膝後十字靭帯損傷」とされており、傷病名に変遷がみられる。

イ 請求人は、F整形外科医院において、治療、リハビリを約〇か月間続けた

が、症状の回復が不十分なためG病院に転院し、その後約〇か月間にわたり、消炎鎮痛処置、投薬等の治療を受け、治癒に至ったことが認められる。

ウ 一方、診療報酬明細書によると、請求人は、平成〇年〇月〇日分として、Iクリニックにおいて、「頸部椎間板ヘルニア、腰部椎間板ヘルニア、頚椎症性神経根炎、症候性三叉神経痛」との傷病名にて治療を受けていることが認められ、同明細書には「C 5 / 6、6 / 7の頸部椎間板ヘルニアで頸から肩の痛みと両手の痛みとしびれが強かった」旨が記載されている。また、同年〇月分には、「根性坐骨神経痛により歩行障害が強くなっていた」との記載があり、請求人が会社に入社する前月の平成〇年〇月まで、同クリニックに通院し、消炎鎮痛等の措置と投薬治療を受けていたことが認められる。さらに、平成〇年〇月分として、J整形外科医院において、「右膝関節炎、右膝内側半月板障害の疑い、腰椎椎間板変性症」との傷病名にて治療を受けていることも認められる。

エ 以上のように、請求人は、本件災害発生前から、頸部、腰部、右膝に基礎疾病を有していたものと認められ、仮に、本件災害によって、それらを悪化させたと推認しても、請求人は本件災害発生時に転倒したとは述べていないことから、その症状悪化の程度は軽微であると考えることが相当である。

請求人の傷病について、K医師は、療養を要する期間は、「個人差はあるが、初診時の傷病名であれば、おおむね〇か月、長くても〇か月程度であろう。」と述べているところ、請求人は、治癒時点までに〇年〇か月の治療を行っている。

オ 以上の事実を鑑みると、当審査会としては、本件処分に先立ち、請求人の〇年〇か月間にわたる療養を認めた監督署長の処分(以下「前処分」という。)はいささか妥当ではないと考えるところであるが、再審査請求は原処分に対する救済手段として認められるものであるから、裁決によって再審査請求人に対してされた処分を不利益に変更することはできないと解されるので、前処分を取り消す判断は行わない。

カ 本件災害による請求人の負傷を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて検討するも、上述のとおり、請求人の後遺障害は、請求人が本件災害前から有していた疾病によるものと推認され

るものであり、仮に本件災害による軽微な症状悪化が認められるとしても、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまる。よって、請求人に発病した本件疾病は本件災害によるものとは認められず、通勤によるものと認めることはできない。

キ なお、当審査会において、請求人の仕事上のストレスに係るその他の主張についても検討したが、いずれも具体性を欠いており、業務による心理的負荷をもたらす出来事であるとは認められないものと判断する。

### 3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。